

東京都北区立滝野川第三小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

北区立滝野川第三小学校

校長 関口 泰正

平成27年4月1日、北区は東京都北区いじめ防止条例を制定した。この条例では、いじめの防止などについての基本理念や区、学校、保護者、区民などの責務、いじめの防止などを進めるための組織など施策の基本となる事項を示している。

平成29年7月1日、平成28年度に開催された東京都北区いじめ問題対策委員会において出された意見や平成29年2月に公表された「いじめ総合対策【第2次】(東京都教育委員会)」、3月に公表された国の「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終改定 平成29年3月14日)」を踏まえ、東京都北区いじめ防止基本方針の内容を一部変更した。

本方針は、北区立滝野川第三小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本方針

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるものとして、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、いじめ解消後も、再発防止に向けて継続的に支援する。**(最低3カ月)**
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを「しない・させない・ゆるさない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努める。
- (3) 法に規定された「いじめ」は、社会通念上の「いじめ」の範囲よりも極めて広く、その行為を受けた子どもが、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当すると理解する。どんな理由があろうともいじめられている児童の立場に立ち、毅然とした指導を行う。「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。

2 いじめ対策のための校内組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、該当学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

- (1) 6と11月(年2回)は重点月間として、学校全体でいじめに関わるアンケート調査を実施する。また、Q-U調査(年2回)を行う。(アンケート・調査の保存期間3年間とする。)
- (2) 普段から子どもへの態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。学級担任は、年3回程度、個別に話を聞く機会を設ける。(各種アンケート調査後に実施)また、分かる授業、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。いじめに関する授業を年3回以上実施する。
- (3) 第5学年の児童を対象に、年度当初にスクールカウンセラーを活用した面接を実施する。

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
①いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特別活動・総合) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特別活動・総合) ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
②いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や児童対象アンケートによる情報収集(ふれあい月間:6月・10月・2月) ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
③いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関(警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)

行為がわかりにくい いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○ 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○ どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○ 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○ 父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○ 広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡

【いじめの定義】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

＜具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。＞

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

【重大事態への対処の方策】

（１）重大事態の意味

「相当の期間」とは、年間30日の欠席を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）重大事態の報告

学校は、法第30条の規定に基づき、重大事態に迅速に対処するとともに、直ちに教育委員会に以下の内容について報告する。

（３）重大事態への対処

教育委員会は、学校において重大事態が生じた場合は、発生から7日以内を目安にいじめ問題対策本部を立ち上げ、学校と一体的に当該重大事態に迅速かつ適切に対処するとともに、いじめ問題対策委員会に当該重大事態について事実関係を明確にするための調査を要請する。

なお、重大事態が生じた場合及びいじめ問題対策委員会が調査を行いその報告を受けた場合には、速やかに区長に報告する。